

大地の窓 法的視点で読み解く中国社

◆ 大地法律事務所弁護士・熊琳、章啓龍 ◆

第 31 回 「i P a d 商標争議について」

【ニュース概略】深セン市の I T 企業、唯冠科技（深セン）が、米アップルのタブレット端末「i P a d（アイパッド）」の販売差し止めを求めていた問題で、上海市の浦東新区人民法院（地裁）は 23 日、唯冠科技の訴えを退けて、上海市内における i P a d の販売継続を許可する判断を下した。同法院は、両社が広東省の高級人民法院で i P a d の商標権そのものをめぐって係争中という事情を考慮し、i P a d の商標権の帰属が確定していない状況で、販売差し止めの裁判を行うこと自体が不適切と判断した。（「NNA」12 年 1 月 31 日）

最近、米アップル社のタブレット端末 i P a d の商標問題をめぐり、深セン市の I T 機器メーカー「唯冠科技」（Proview Technology、以下「深セン唯冠」）とアップル社との間で激しい戦いが続いており、i P a d の中国大陸における販売活動に大きな影響を及ぼしています。

報道によりますと、深セン唯冠の親会社は、香港にある「唯冠国際」という会社で、唯冠国際は、これまでコンピューター・ディスプレイの生産で世界的にも高いシェアを占めていました。しかし、今は業績悪化によって、破産が申し立てられている状況にあります。i P a d の商標問題に関わっているもう一方の主役は、唯冠国際が台湾で設立した深セン唯冠の兄弟会社である「唯冠台湾」です。唯冠台湾は、これまで複数の国で i P a d の商標を登録し、2000 年に、画面をタッチして操作する自社製パソコン「i P a d」を欧州で発売した実績があったようです。09 年にアップル社が（代理会社を通して）唯冠台湾から、同社が世界各国に保有していた i P a d 商標権を 3 万 5,000 英ポンドで一括にて買い取り、全世界における i P a d の販売を大々的に開始しました。

ここで問題となるのは、中国大陸で登録した i P a d の商標は、そもそも唯冠台湾が保有していたのではなく、深セン唯冠がその商標権者であるという点にあります。つまり、「唯冠台湾」と「深セン唯冠」は密接な関係（2 社の法定代表者はいずれも同一人物の楊氏です）であるものの、同一法人ではないため、唯冠台湾が中国大陸で登録した i P a d の商標を処分する権利はありません。その後、アップル社は「深セン唯冠」を相手取り、i P a d 商標権をめぐる訴訟を起しましたが、1 審は敗訴となり、現在、広東省高級人民法院で 2 審係争中にあります。

上述の上海市浦東新区人民法院が下した判決は、広

東省高級人民法院にて行われている 2 審の最終判決が下りていない中、アップル社の i P a d 製品の販売停止を差し止めることは不当であるとの判断に基づくものかと思われます。しかし、アップル社が 2 審に敗訴した場合、正式に販売が停止される可能性は高いと思われます。

「商標登録証」は、商標権利者の商標権を証明する唯一の法的文書ですが、アップル社が唯冠台湾と商標権の譲渡に関する契約書を交わしたときに、相手側の「商標登録証」まで細かく確認しなかったという事実は、社内弁護士を抱える大企業としては、信じがたい面があります。また、情報によれば、唯冠台湾と締結した譲渡契約の内容も非常にシンプルであり、どの国、どの地域が含まれているかについて、細かく記載されておらず、「所有している商標権の全てを譲渡する」としか書かれていなかったようです。よって、アップル社が今後、唯冠台湾に対して「無権処分」（商標権を有さないにも関わらず、商標権を譲渡する）に関する民事責任を追及することは困難であり、深セン唯冠との商標権譲渡の商談において、不利な立場に置かれるのではないかと思います。

今回ご紹介した有名なケースにとどまらず、中国市場では知的財産権に関する貿易が急増しています。商標権の譲渡取引を行う際には、まず相手側が確かな商標権を持っているかどうかを確認し、サインする相手側の代表がどの会社を代表してサインしているか、ということクリアにすべきでしょう。

< 筆者紹介 >

大地法律事務所海外部

弊所は北京及び青島を拠点とし、日系クライアントを専門に、投資、企業再編、仲裁・訴訟等に関するリーガルサービスを提供しております。

住所（北京）：北京市朝陽区建国路 89 号華貿中心 15 号楼 505 室

電話（北京）：(86 10) 6530-7711

青島事務所

住所：山東省青島市香港中路 36 号招商大厦 1709 室

電話：(86 532) 8667-8011

東京連絡事務所

住所：東京都千代田区紀尾井町 3-9 紀尾井町コートビル 402 号室

電話 L: (03) 6272-9201

HP : <http://www.aaalawfirm.com>

E-mail : xionglin@aaalawfirm.com (全国)